

『古今和歌集』の成立過程（上）

——前詔、後詔の時期を中心に——

平 沢 竜 介

—

『古今集』が延喜五年に奏上されたということは、近年の研究によってほぼ定説となったといえよう。^①ただし、その編纂作業がどのように行われたかについては、未だ十分な解明がなされているとは言いがたい。例えば、『古今集』の編纂作業を知る上で重要な資料と考えられる仮名序、真名序には、それぞれ『古今集』の編纂作業を伝える次のような記述がある。^②

延喜五年四月十八日に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ。

それがなかに、梅を挿頭すよりはじめて、郭公を聞き、紅葉を折り、雪を見るにいたるまで、また、鶴亀につけて君を思ひ、人をも祝ひ、秋萩・夏草を見てつまを恋ひ、逢坂山にいたりて手向を祈り、あるは、春夏秋冬にも入らぬくさくさの歌をなむ撰ばせ給ひける。すべて千歌二十卷、名づけて『古今和歌集』といふ。

（仮名序）
爰詔^③大内記紀友則。御書所預紀貫之。前甲斐少目凡河内躬恒。右衛門府生壬生忠岑等^④。各献^⑤家集。并古来旧哥^⑥。曰^⑦統万葉集^⑧。於^⑨是重有^⑩詔。部^⑪類所^⑫奉之歌^⑬。勒^⑭為^⑮二十卷^⑯。名曰^⑰古今和歌集^⑱。

（真名序）
右衛門府生壬生忠岑等に詔して、各の家の集並びに古来の旧歌を献ぜしむ。統万葉集と曰ふ。是に於きて、重ねて詔ありて、奉る所の歌を部類して、勒して二十卷と為す。名づけて古今和歌集と曰ふ。

右に引用した仮名序、真名序の記述によると、『古今集』の編纂には二つの段階、すなわち、歌人達に命じてそれぞれの家集および古歌を献上せよとの詔を下し、それらを献上させた段階と、その後さらに詔を下して、それら集められた歌を部類して一つのまとまった歌集の体裁を整えるという作業を行わせたという二つの段階があったことが了解されるが、この歌人たちに歌を献上させるといふ最初の詔、すなわち前詔が下された時期と、それらの歌を取捨選択して二十卷に部類するという作業

を行うことを命じた後の詔、すなわち後詔が下された時期はいつなのかという点に関しては、未だ十分に解明されたとはいえない状況にある。本稿は、この二つの詔が下された時期について一つの仮説を提示し、それをもとに『古今集』がどのように編纂されたのか、その過程についても考察してみたいと思う。前詔、後詔の下された時期を解明するには、まずこの問題に関して提示された従来の諸説を検討することから始める必要がある。

二

熊谷直春³は、延喜二年三月二十日に行われた飛香舎の藤花の宴に注目し、

この宴の事は、『日本紀略』に、「三月廿日。於^三飛香舎有^二藤花宴^一。」とある。そして、『河海抄』の宿木に引く『延喜御記』によると、この宴は、時平の献物に基づくもので、和歌管弦の遊びが行われている。おそらく、記録に現われた醍醐天皇の和歌の宴は、これが最初であろう。その時の歌は、御製・藤原敏行・定方の作が『新古今集』（一六三）、『新千載集』（二七九）、『新統古今集』（一九七）に伝えられているが、時平をはじめ群臣すべからず披露に及んだものと思う。そして、この顔ぶれからすれば、この夜に和歌勅撰の事が内々に話題にのぼったように想像されてくる。それは、このころ撰者たちは、すでに時平の知遇を得ており、醍醐天皇―時平―撰者と結ばれた、和歌勅撰の事業の機運が盛りあがっていたころと思われるからである。

として、前詔が下されたのはこの延喜二年三月二十日に催された藤花宴

の頃と推定し、貫之集に収められる

延喜御時やまと歌知れる人々、今昔の歌奉らしめ給ひて承香殿の東なる所にて、えらばしめ給ふ。はじめの日よりくるまでとかくいふ間に、御前の桜の木にほととぎすの鳴くを、四月六日の夜なれば、珍しがらせ給ひて、召し出し給ひてよませ給ふるに奉る

こと夏はいかが鳴きけんほととぎすこよひばかりはあらじとぞ思ふという歌の詞書は「家集並古来旧歌」の献上の開始を示しているとして、「家集並古来旧歌」の献上の開始を延喜二年四月六日とする。

熊谷はさらに、その後完成した「家集並古来旧歌」が献上された時期について、

『古今集』に入収^{ママ}されている貫之の「古歌奉りに時の目録のその長歌」（一〇〇二）に、「猶あらたまのとしをへて」とあることによる。その長歌は、貫之の献上した「古来旧歌」に添えたものであるが、右の一節によって、この撰集のために、「ずっと幾年も」へたことがわかるからである。これはどう考えても、一年では短く、少なくとも二、三年は経過した表現である。また、同じ長歌に、撰集のために「大宮にのみ ひさかたの 昼夜わず^{ママ}か 仕ふとて かへりみもせぬ わが宿の しのお草おふる いたまあらみ 降る春雨の もりやしぬらむ」ともある。その長歌は一種の申し文であるとされているが、それにしても、「わが宿の」以降は、いくら申し文とは言え、一年の撰集の結果では、オーバーと言うべき表現であろう。

と指摘した上で、

ところで、「家集並古来旧歌」献上の時期であるが、貫之の長歌

の「としをへて」とある記載によって、撰集開始後「としをへ」とみて、延喜三年よりも四年を適切なものと判断したが、それも春のころではあるまいか。論述の都合上、この季節からのべてみると、貫之の献上した「古来旧歌」に添えた「古歌奉りし時の目録のその長歌」(前掲)に、「かへりみもせぬ わが宿の しのぶ草おふる いたまあらみ 降る春雨の もりやしぬらむ」とあり、窪田空穂氏が「古余和歌集評釈」で、「『降る春雨』」は、撰のことの終つて、目録を添えた折柄、春雨が降っていたので、それを捉えたものと取れる」とのべられているのは、正しい鑑賞と思うからである。と推定し、さらに、『古今集』完成のための部類作業は、貫之が献上した「古来旧歌」の部類を踏襲していることから「せいせい一年と見て十分であるうか」として、後詔の下った時期を「家集並古来旧歌」の献上された直後の延喜四年春と想定する。

村瀬敏夫も、

もし仮りに、藤花宴以前に撰集の命が下っていたとすれば、藤花宴で和歌が詠まれたのは、当時としては珍しい和歌勅撰の業を推進するためのものと見られるから、卑官の撰者らはその場に出席しなくとも、当日の記録を『古今集』の撰収資料として付与されたことだろう。しかるに『古今集』にこの藤花宴歌が一首も採られていないのは、やはり藤花宴以後に撰者が任命されたことを物語るもので、藤花宴が契機となつて撰集の業が計画されたと見てよからう。と指摘して、熊谷同様、前詔を延喜二年、後詔を延喜四年と推定する。ただし村瀬は、『古今集』巻十九に収められる壬生忠岑の「古歌に加へて奉れる長歌」の

(前略) かくはあれども 照る光 近き衛りの 身なりしを 誰か

は秋の 来る方に 欺きいでて 御垣より 外の重守る身の 御垣守 をさをさしくも 思ほえず 九の重ねの 中にては 嵐の風も 聞かざりき 今は野山し 近ければ 春は霞に たなびかれ 夏は 空蟬 なき暮らし 秋は時雨に 袖を貸し 冬は霜にぞ 責めらる (後略)

という箇所を引用して、

これは忠岑が右近番長から右衛門府生に遷任させられたのを嘆いたものであるが、この転出は順任とすべきもので、従来外まわりの仕事についていた忠岑を事務職たる府生に移したのは、撰集作業に対する便宜を与えるためだったろう。しかし彼がこれを不満としたのは、衛門府より近衛府の方が上級の官司だから、そのまま近衛府に勤務して、近衛府生などに任せられるのを期待していたからだろう。しかし当時は勅撰和歌集の撰者になつたぐらいでは、思うような昇進は望めなかつたのである。

ところで、もし忠岑が禁中の内御書所で撰集の業に従事する身であつたならば、「今は野山し近ければ」などという訴嘆はしなかつたろう。これは右衛門府で本務に従うかたわら、前詔の作業たる資料収集に携わっていたから、こうした訴嘆をなしたと見られよう。右衛門府の位置は猪隈の西、西堀河の東、中御門の南、春日の北にあり、ここは大内裏の外で、現在の北野神社の南、山陰本線の線路の北側に接する地だから、衣笠山や双が丘へは二キロほどとなり、「今は野山し近ければ」というのも実景を詠んだものといえよう。

とし、さらに貫之の「古歌奉れる時の目録の序の長歌」(『古今集』一〇〇二)にある

(前略) すべらぎの 仰せかしこみ 卷々の 中に尽くすと 伊勢

の海の 浦の潮貝 拾ひ集め 取れりとすれど 玉の緒の 短き心
思ひあへず なほ新玉の 年を経て 大宮にのみ 久方の 昼夜分
かず 仕ふとて かへりみもせぬ わが宿の 忍草生ふる 板間荒
み 降る春雨の 漏りやしぬらん
という表現から

ここで「なほ新玉の 年を経て 大宮にのみ 久方の 昼夜分か
ず 仕ふとて」とあるのを熊谷氏は、内御書所における撰修作業を
指すと見ていられるが、貫之は卑官ながら奉詔以前から禁中に仕
え、当時は内裏の式乾門内東掖の御書所に出仕していたから、その
勤務状態を述べているのであって、それは忠岑が前出の長歌で、
「かかるわびしき 身ながらに 積もれる年を 記せれば 五つの
六つに なりにけり」と、三十年に及ぶ宮仕えの労苦を述べている
のと照応する。

さらに付言すれば、「取れりとすれど」は末尾の「漏りやしぬらん」
にかかるもので、この「漏りやしぬらん」の理由となっている
のが、「玉の緒の……仕ふとて」なのである。すなわち前詔の作業
が、御書所預としての本来の職務と並行して行われたので、撰集の
みに専念できない恨みを訴えたものと解されよう。

と指摘する。⁵⁾「玉の緒の……仕ふとて」が「漏りやしぬらん」の理由となっ
ているかどうかは検討の余地があるが、少なくとも貫之が前詔による作
業を宮中で行っていたことは確認できよう。村瀬はさらに

真名序に「各献」家集并古来旧歌」とあるのは、各人が個別に家
集と古歌集とを献じたことを示すものであって、協同作業によって
一つのまとまったものが献じられたのではない。家集が個別に献上
されるのは当然としても、古歌集まで個別というのは重複のおそれ

があるが、しかし前出の忠岑の長歌に見るように、彼が古歌に添え
て私的な不満を訴えているのも、個人的に献じたものだからこそ、
こうした申文的な性格を持つ長歌を添えることができたのだろう。

こうした申文的な性格を持つ長歌を添えることができたのだろう。
と指摘する。村瀬は先に示した貫之集の詞書が示しているのは、延喜二
年の前詔直後の状況ではなく、後詔によって、献上されたそれぞれの歌
人たちの家集とそれに付された古歌を部類、編集する作業の始まった状
況を示したものと解釈するのである。

熊谷、村瀬の指摘を承けて山口博は、延喜二年三月二十日の藤花宴で
家集・古歌集の大規模な収集が発議され、まもなく前詔が下されたとす
るが、後詔の時期に関しては「村瀬氏、熊谷氏が前詔の事業期間を二年
間とするのは永すぎるのではないか」と指摘して、後詔は延喜三年三月
に下されたとし、同年四月六日に後詔による事業が承香殿東廂で開始さ
れたとする。⁶⁾

さて、これら前詔が延喜二年に下されたと推定するこれら一連の指摘
に対し、白田甚五郎は前詔は昌泰元年（寛平十年）に下されたのではな
いかとの推定を試みている。白田は

「三十六人歌仙伝」によると、紀友則が寛平九年正月十一日に土
佐椽に任せられたにもかかわらず、僅か一年経ったばかりで、寛平
十年正月廿九日には、少内記に任せられている。ここらに、「古今
和歌集」撰進の勅命に対する膳立がよみ取られるのではあるまい
か。

勅命と言っても、醍醐天皇の御歳はようやく十四歳でいらつしゃ
るのだから、御自身の発意ではあるまい。多分、文運を推進して来
られた三十二歳の御壮齡の御父宇多上皇が、御讓位後の御気軽さか
ら御企てなられたのに従われたのであろう。朱雀院に於ける女郎花

合には、そういう空気が反映していると見られないこともない。時の人臣の一の人時平も出席して、文運の華を開くのにふさわしい和やかさが観取出来る。撰者の三人が参加しているのに、紀友則の名が見えないのは気にかかる。然し、これとても偶然に記載が漏れているのかも知れない。「古今和歌集」巻第十物名に「をみなへし」の題で収められた友則の二首は、朱雀院の女郎花合とことわってないけれども、その折の形見かも知れない。

として、前詔が下された時期を昌泰元年(寛平十年)と想定する。

三

白田の説は、延喜二年三月に催された藤花宴の重要性が未だ十分認識されていなかったと思われる昭和三十二年というかなり古い時期に提示されたものであるが、私はこの白田の説に魅力を感じる。その理由は、寛平九年当時政治の中核にいた宇多上皇、藤原時平らと古今集撰者となつた紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑らの和歌を巡る動向にある。

『古今和歌集目録』の紀友則の項には、次のような記述が認められる。^⑧
 本院大臣言談之次。於_二無官_一送_二四十年_一之由。難_(歌)而作歌。左大臣返歌。

また、『後撰集』巻十五には^⑨

紀友則まだ官たまはらざりける時、事のついで侍て、「年はいくら許にかなりぬる」と問ひ侍ければ、「四十余りになんなりぬる」と申ければ

贈太政大臣

1077 今までになどは花の咲かずして四十年あまり年ぎりはする

返し

とものり

1078 はるくの数は忘れず有ながら花咲かぬ木をなにに植へけん
 という贈答が載っている。『古今和歌集目録』の「本院大臣」、「後撰集」の贈太政大臣は藤原時平である。紀友則は寛平九年正月に土佐掾に任命されるが、その時友則は四十余歳で、それが初めての任官であった。友則は従五位下有友の男であり、四十歳以上になつても無官などということは普通は考えがたい。友則が長い間無官であったのは、彼が病弱であつた等の理由が推測されるが、その理由はともかく、そのように税の上からぬ友則が土佐掾に任命されたのは、友則に有力な庇護者が現れたからではなからうか。翌寛平十年正月、友則は少内記となる。内記は中務省に属し、詔勅を作成し、御所の記録を掌る役職で、『官職秘鈔』の少内記の項には^⑩

文章生。紀伝学生。預_二本局拳奏_一任_レ之。其中以_二重代者_一抽_二補_一之。是依_レ任_二民部丞_一也。以_二能筆輩_一為_レ最。道風自_二兵衛尉_一任_レ之。敏行自_二内舍人_一遷_レ之是也。又文章得業生任_レ之。

とあり、文章生等の漢文に秀でた者、および能筆の者が任命される官職であった。友則の場合、四十歳を過ぎるまで無官であったことから、漢文の才があつたとは考えられず、かといつて能筆であつたという伝えない。そのような友則が土佐掾になつた翌年少内記に任命されるというのは異例の抜擢といえよう。友則が、突然土佐掾に任命され、その翌年適任とも思われない少内記に任命されるというような異例な人事がなされる背景には、彼を取り立てようとする強力な権力者の存在を想定せざるをえない。そして、その権力者とは、先の『後撰集』の贈答を考慮すると、藤原時平であつたのではなからうか。寛平十年の時点においては^⑪大納言とはいえ、時平は既に台閣の第一人者であつた。

では、なぜ時平は四十余歳まで無官であった友則を土佐掾に推挙し、少内記に抜擢したのだろうか。それは時平が勅撰和歌集の編纂を思い立ち、それを実現するために、和歌を好くする人物を自らの手元に置きたかったからではなからうか。当時和歌を好くする者ということになれば、藤原敏行、大江千里、源宗子、藤原興風、在原元方、素性等の名が挙げられよう。しかし、彼らはいずれも宇多天皇と関係を持ち、時平直属の歌人ではなかった。自らが中心となって勅撰和歌集の編纂を行いたいと思っていた時平にとって、直接自らの息のかかった歌人を筆頭撰者にしたいと思うのは当然であろう。

『寛平御集』^⑩には、

またみこにおまし／＼けるととき、人のありて、みちにさらせ
たまふとて

たちよりきくもち見むひとのこのき、しめて、かへらむことにかす
さす

紀友則かましける

たちよりてうちみることにめてぬれはかへりかすをそをきつめてみ
る

という贈答が収められており、宇多天皇が皇子時代に友則と歌をやりとりしたことが知られる。また、友則は寛平三年秋頃に催された寛平内裏菊合にも出詠しているが、四十を過ぎて無官で宇多天皇が即位して九年後の寛平九年正月に土佐掾に任命されているところを見ると、友則は宇多天皇と強いつながりを感じさせない。村瀬敏夫は、『古今和歌集目録』の記述から、友則と敏行との強い関係を指摘して、宇多朝における友則の活躍は、敏行の引き立てによるものであるとするが、歌壇で活躍し始めたばかりの友則は、まだ有力な庇護者を持っていなかったと推測さ

れる。時平が友則を勅撰和歌集の筆頭撰者にしようとしたのは、やはり友則が優れた歌人でありながら、まだ有力な庇護者を持っていなかったという点にあると想像される。

寛平九年時平が中納言から大納言に任命されたのと同時に、菅原道真が中納言から権大納言に任命されている。撰閲家の当主である時平にとって、この時点でもっとも厄介な存在はこの道真であった。宇多天皇は藤原撰閲家の勢力を削ぐと道真を重用したが、宇多天皇が道真を登庸した理由の一つとして彼が漢詩文に傑出し、漢学にも通じて律令官人として優れた資質を持っていたことが挙げられよう。時平には道真ほどの漢学の才能はなかった。漢詩文や漢学において道真に劣る時平は、道真に対抗するため和歌を選んだのではなからうか。道真は和歌も好くしたが、和歌ということになれば、道真に対抗しうる歌人は何人もいる。しかも、宇多天皇は和歌にも一方ならぬ興味を抱いていた。宇多天皇が在位中の寛平年間は、(特に基経が亡くなった寛平三年以降は)宇多天皇が主催したと想定される「是貞親王家歌合」「寛平御時后宮歌合」といった大規模な歌合が催され、「寛平御時后宮歌合」に収められた歌をもとに、菅原道真による『新撰万葉集』の撰進、宇多天皇の命による大江千里の『句題和歌』の献上など、宇多天皇の周辺で和歌の催しが盛んに行われるようになる。こうした宇多天皇の並々ならぬ和歌への愛着を目にするにつけ、時平は自らのもとに和歌を好くする歌人を置いて、宇多天皇と和歌を通じて良好な関係を築くとともに、和歌による勅撰集を編纂することによって、和歌を漢詩と同等の地位に押し上げ、漢詩文の才によって台頭してくる道真および彼の門下の官人勢力に対抗し、それを押さえ込みたいという思いを抱くようになったのではなからうか。

そして、寛平九年に宇多天皇が譲位し、醍醐天皇が即位するというタ

イミングを捉えて、時平は勅撰和歌集の編纂の計画を実行すべく動き始めた。友則を専門歌人として時平のもとに置くというだけなら、わざわざ土佐掾になったばかりの友則を少内記にする必要はない。内記という職掌、特に大内記という職掌は、勅撰和歌集の筆頭撰者となるにふさわしい職掌である。時平は将来友則を大内記とすることを予定して、多少の無理を承知で、友則を少内記に推挙したと推測される。少内記の定員は二名で、少内記の職に空きがなければ任命できない。時平は寛平九年の時点ですぐに少内記に空きがなかったため、とりあえず友則を土佐掾とし、翌年少内記のポストに空きができると友則をその任に当てたのではなからうか。とすれば、先に引用した『後撰集』に収められている時平と友則との贈答がなされた時点において、時平は既に勅撰和歌集編纂の構想を抱いていたということになる。

ただし、友則が四十歳以上になっても無官であったのは、彼が病弱で多忙な職務に耐えられなかったからではないかと推測される。後述するように、後詔による最初の打ち合わせに友則が同席していないこと、『古今集』奏覧真前に大内記の職を辞し、翌年の秋に亡くなっていることなど考慮すると、友則一人で勅撰和歌集の編纂を行うことは困難であり、友則をサポートする実務的能力を有する歌人が必要とされたと推測される。そこで登用されたのが貫之だったのではなからうか。貫之は友則の従弟であり、未だ歌人としてデビューしたばかりで無名ではあったが、友則は貫之の歌人としての才能、歌集編集事業を遂行するに際しての優れた実務的能力を見抜いていたのであろう。前詔により古歌を献上した際、それに添えた長歌に

なほあらたまの 年を経て 大宮にのみ ひさかたの 昼夜わかず
仕ふとて かへりみもせぬ わがやどの 忍ぶ草生ふる 板間あら

み 降る春雨の 漏りやしぬらむ

という表現があることから、貫之は前詔による古歌を献上する以前から宮中に出仕していたことが知られるが、延喜五年の『古今集』奏上時の彼の官職が御書所預であることからすると、前詔以前に彼が宮中で出仕していた場所は、御書所であったのではあるまいか。

御書所とは、内裏の外にあり、村瀬敏夫は「禁中の書籍としては二義的な、実務にさして必要でないものが収められていたのだろう」と推測するが、⁽⁴⁾だとするならばそこには和歌関係の資料なども保管されていた可能性も考えられる。とすると、貫之が御書所に出仕したのは、勅撰和歌集を編纂するための準備作業のためとも想像される。

久曾神昇は、『古今集』仮名序では「大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ」、真名序では「爰詔「大内記紀友則。御書所預紀貫之。前甲斐少目凡河内躬恒。右衛門府生壬生忠岑等」。各献「家集。并古来旧哥」というように、四人の撰者の名前の下に「ら」や「等」の字が附されているが、

奉勅者については、仮名序に「大内記紀の友則、御書所の預紀の貫之、前の甲斐のさうくわむ凡河内の躬恒、右衛門の府生壬生の忠岑らにおほせられて、万葉集にいらぬ歌ども、ふるきみづからのをもたてまつらせ給ひて」とあり、真名序にも「爰詔「大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等」。各献「家集並古来旧歌」とあり、何れによるも四人となるわけである。四人の連名の下に「ら」（仮名序）、「等」（真名序）などの文字が附してある。勅撰集の序について見るに、古今集より前に成った凌雲集、文華秀麗集、経国集など、又古今集の後に成った新古今

集、続古今集など、諸撰集の序にも、撰者等の名を列挙して、更に「等」「ら」を附してゐる。(中略)それらを見るに、何れも列挙した以外の人は含まないやうである。従つて、「等」の有無は実質的には関係なく、やはり四人が勅命を奉じたたと解すべきものの如くである。

と指摘する。¹⁵とすると、前詔は紀貫之、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑の四人に下命されたと見るべきであろう。ただし、友則、貫之、躬恒、忠岑の家集と彼らが集めた古歌だけでは、勅撰集は編纂できない。近代歌人の家集や歌合等の歌も収集する必要がある。また、古歌は仮名序で『万葉集』に入らぬ古き歌」と限定されている。事実『古今集』に収められている歌の内、『万葉集』と重複すると思われる歌は僅か数首であり、『古今集』を編纂するに際して、『万葉集』に収められた歌は極力排除されたと考えられるが、『万葉集』に収められた歌は極力排除するために、『万葉集』を読み下し、索引のようなものを作つて、集められた古歌から万葉歌を排除するしかない。とすると、古歌の中から万葉歌を取り除くには、膨大な作業が要求される。貫之がいつから御書所に出仕するようになったか、正確に知りうる資料は存在しないが、時平が勅撰和歌集の編纂を目論んで友則を少内記の職に就けた時期と同時、あるいはその直後であつたのではないかと推測される。だとすれば、彼は万葉歌を読み下し、索引あるいはそれに類したものを作成する作業に従事して、古歌から万葉歌を取り除く作業も行つていたことが想像される。あるいは、他の撰者が選んだ古歌が万葉歌か否かも貫之が判別していたことも想像される。

またもし、撰者達が採集した古歌を万葉歌か否か判別するという作業が存在したと仮定すると、四人の撰者がそれぞれの家集とともに『万

葉集』に入らぬ古き歌」を献上するまでには、かなりの時間を要したことが想定される。

四

寛平九年七月宇多天皇は三十一才で退位し、醍醐天皇が即位する。退位した宇多上皇は、翌寛平十年二月、朱雀院に居を移し、四月から昌泰と改元され、醍醐天皇の治世が始まる。その年の秋、朱雀院で「朱雀院女郎花合」が催された。¹⁶(先にも述べた通り、友則はその年の正月に少内記に任命されたばかりであつた。)十卷本歌合の冒頭には、

亭子の帝おりゐさせ給ひて又の年、女郎花合せさせ給ひけるを左右の頭をばおきて、帝と后となむ瀬させ給ひける

と記されており、その開催時期は、萩谷朴が「女郎花は初秋の季に属する。恐らく御退位一周年の七月の成立であろう」とされているのに従うべきであろう。¹⁷十卷本歌合本文に「花は右劣り、歌は右勝ちにけり」とあることから、「寛平御時内裏菊合」のように、菊合が主で、歌は添え物といった程度のもではなく、女郎花は女郎花、歌は歌で勝負が競われたと考えられる。ここで后と呼ばれているのは基経の女の藤原温子である。温子は醍醐天皇養母の儀によつて醍醐の即位とともに皇太夫人となり、昌泰元年四月以降宇多と朱雀院で同居していた。

萩谷朴は、この女郎花合本文歌の作者として

時平・忠岑・躬恒・興風・上皇・后宮等の名がみられるが、その他、後宴和歌の作者として、つらな・致行・のちかた・す・く・もとより・よしかせ・やすき・あまね・まれよ・もとゆき・伊勢、撰外歌の作者として定方・貫之等の名が知られる。(中略)

後宴歌の作者達は、女郎花合の方人もしくは念人として参加した人々であろうが、素性明らかな平希世・伊勢のほか「致行」とあるのは、当時従四位上丹波権守であった源宗平であるらしく、「よし
かぜ」は宇多上皇との親近関係よりして皇太后宮亮平好風であると
考えられるのみで「つらな」「のちかた」「すくく」「もとより」「や
すき」「あまね」「もとゆき」の七名はその伝未だ詳かでない。嵯峨
源氏の系譜に「連」「浣」「安」「周」等の名字を見出すが、これを
それぞれ「つらな」「すすぐ」「やすき」「あまね」と訓むことが許
されれば、大体同時代の世にあった人人であるから、或はそれを後
宴の歌人に擬することが出来るかも知れない。その他、副文献に
よって、貫之・躬恒もまた後宴の折句物名歌の作者であったことが
知られる。

とし、

以上を要するに、本女郎花合は、宇多上皇・皇太夫人温子自ら左
右の頭として、温子の兄なる大納言左大将藤原時平以下の廷臣が参
与し、忠岑・躬恒・興風・貫之・宗子・伊勢等当代有名の歌人が歌
を寄せて、経営せられたものであるが、女郎花合果てて後、後宴が
催され、後宴には「をみなへし」の五文字を、或は沓冠に、或は折
句に又常の物名に、よみこんだ歌を召されるなど、頗る興趣の深い
ものがあつたようである。

と指摘する。

ところで、この女郎花合で注目されるのは、摂関家の当主である藤原
時平が参加しているということである。村瀬敏夫は、この歌合に温子の
異母兄で、当時大納言ながら台閣の筆頭者であつた藤原時平が参加して
いることから、この歌合の開催を主導したのは藤原時平であつたと推測

し、「時平は少年君主醍醐の即位により、権大納言道真とともに内覧の
宣旨を蒙つたが、この政敵と対抗するためには、上皇が道真に心寄せし
ているのを知りながらも、上皇との接触をはからざるを得なかつたのだ
ろう」と指摘する²⁰。確かに、これまで宇多天皇が催した和歌に関連する
行事に全く登場しなかつた時平が、ここに登場するのは奇異な感じがす
る。時平はこれまで宇多天皇が中心となつて企画したと思われる「寛平
御時歌合」等の歌合や和歌の催しには、全く参加していないし、またこ
れ以降『古今集』の編纂される延喜五年までで彼の参加が確認できるの
は、後に引用する延喜二年の藤花宴のみである。しかも、この藤花宴が
『古今集』の編纂と大いに関わっていることは既に多くの論者が指摘す
るところである。だとすると、この女郎花合に時平が参加しているとい
うことは、なにか大きな目論見があつたことが推測される。この年の正
月、友則を少内記に据えたことから、時平が和歌による勅撰集を編纂す
ることを企図していたのではないかと推測したが、その秋に宇多上皇の
居所、朱雀院で女郎花合が催され、当時の政界の最高の実力者時平がこ
れに参加して和歌を詠ずるといふのは、時平から宇多上皇に和歌による
勅撰集編纂の企画について何らかの働きかけがあつた結果と見るべきで
はなからうか。

時平は漢詩、漢文の世界で道真を凌ぐことはできなかったが、和歌の
世界でなら道真と同等あるいはそれ以上に、対抗できるという目算は
あつた。これ以前和歌の催しに参加せず、この女郎花合以降も、延喜二
年の藤花宴という『古今集』勅撰において重要な位置を占める催しにし
か参加していない時平が、この女郎花合に際して宇多上皇のもとに出向
いて和歌を詠じていることは、やはり和歌による勅撰集の編纂に向けた
動きがあつたと見るのが妥当ではあるまいか。醍醐天皇は前年即位され

たとはいっても、まだ十八歳であり、勅撰集の編纂を自身の一存で決定することは難しかったであろう。まして、和歌による勅撰集の撰進ということになれば、なおさらである。時平としては、和歌による勅撰集の編纂事業を行うに当たっては、やはり宇多上皇の承諾を得る必要があったと推測される。

しかも、この女郎花合には、藤原定方も出席している。定方は、醍醐天皇の実母、藤原胤子の兄であり、当時従五位下右近少将であったが、天皇の外戚として昌泰元年当時、正三位中納言の父高藤、蔵人頭、従四位上左近衛権中将の兄定国らともに将来台閣で大きな勢力を築くであろうことが予測されていた。しかも、高藤や定国は和歌に関する事績が乏しいのに対し、定方は勅撰集に十九首入集し、家集『三条右大臣集』が伝存するなど、歌人として優れた能力を有していた。時平は天皇の外戚として大きな勢力を持つ高藤一門から代表者を一名出すことを求めたが、それに対し高藤側は高藤一門の代表として、和歌に堪能な定方をこの女郎花合の場に出席させたのであろう。とすると、この女郎花合は、醍醐天皇の父である宇多上皇、摂関家の当主で左大臣として台閣筆頭を務める時平、醍醐天皇の外戚の代表としての定方という、道真以外の当時の政局に大きな力を持つ三つの勢力の代表が、一同に会した催しということになる。

と同時に、宇多上皇、藤原時平、藤原定方といった貴頭の他に、貫之、躬恒、忠岑がこの女郎花合に歌を詠進していることも注目される。彼らは後に紀友則とともに『古今集』の撰者となるが、友則を除いたこの三人の歌人がこの女郎花合に参加していることも留意する必要がある。貫之は先にも述べたように、友則の縁故で時平に引かれていたと想像されるから時平方の歌人と見られる。躬恒は宇多法皇のもとに仕えてい

る歌人であり、忠岑は定国の隨身であったことから、醍醐天皇の外戚高藤一門に仕える歌人とするのができよう。とすると、この女郎花合は、醍醐の父方の宇多上皇、醍醐の母方の高藤一門の代表である定方、それに摂関家の代表である時平という、道真を除く当時の政界の実力者ばかりでなく、それぞれの勢力に仕えている専門歌人で、後に『古今集』の撰者となった歌人が各一名参加していることになる。

この女郎花合に参加している他の人々は、歌合に歌を採られた興風は宇多上皇に仕える歌人、後宴歌の作者である源宗干、平好風、平希世は宇多上皇の近臣、伊勢は温子の女房で、その他「つらな」「のちかた」「すく」「もとより」「やすき」「あまね」「もとゆき」も宇多上皇の近臣と見られる。²²この女郎花合が開催されたのが宇多上皇の居所である朱雀院であるから、当然といえは当然のことなのだが、この女郎花合に参加している人々は、大半は宇多上皇に近い立場の人々で、時平と貫之、定方と忠岑のみが宇多上皇のもとを訪れた客人となる。

なお、この女郎花合に友則が参加していないのは、彼の体調が不良であったなどの理由も考えられるが、宇多上皇のもとに赴く時平、定方は撰者となることを予定されている歌人をそれぞれ一人を連れて行くことで、宇多上皇方の撰者候補である躬恒と人数のバランスを計ったとも考えられる。筆頭撰者となる時平方の友則はもともと参加することが予定されていなかったのかもしれない。

このように見てくると、この女郎花合以前に、既に和歌による勅撰和歌集を編纂するという合意が、上皇、時平、それに高藤一門の間で形成されており、その合意を祝って催されたのがこの女郎花合であったのではなからうか。もちろん、宇多上皇が退位されて一年を迎える節目の時期ということもあったであろうが、右に見てきたような出席者の顔ぶれ

を考慮すると、やはり勅撰和歌集の編纂開始を祝うという目的で挙行された催しであったと推測される。「左右の方人の頭をさしおいて上皇と中宮温子が左右の代表者となり、歌合の最後の番にそれぞれ歌を詠進している」という事実も、この女郎花合の特殊性を際立たせ、上皇のこの女郎花合が催されてまもなく、醍醐天皇により勅撰和歌集撰進の詔が出されたと思像される。

時平から提案された和歌による勅撰集編纂の企画では、筆頭撰者は友則にしたいという強い要望が出されていたであろうから、筆頭撰者は友則と決定されたのであろう。そして、その決定を承けて、道真を除く当時の政界の有力者である醍醐の父方の宇多上皇、醍醐の外戚にあたる高藤一門、それに撰関家から撰者を各一人ずつ出すことが決められたと考えられる。

それぞれの勢力から歌人を選ぶとなると時平側からは貫之、高藤一門からは忠岑ということになるが、宇多上皇方は宗于、興風、躬恒等多くの歌人が候補となる。しかし、宗于、興風は友則よりも官位が上であることから、友則が筆頭撰者と決定している以上、撰者にはなることは出来ない。その他の歌人にもそれぞれに問題があり、必然的に躬恒が上方を代表する歌人となったのであろう。²¹⁾

さて、醍醐天皇より下された勅撰和歌集撰進の詔はどのようなものであったのか、その内容の一端を知ることができるのは『古今集』仮名序、真名序の以下の一節である。

大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、『万葉集』に入らぬ古き歌、みづからのをも奉らしめ給ひてなむ、

爰詔²²⁾大内記紀友則。御書所預紀貫之。前甲斐少目凡河内躬恒。右衛門府生壬生忠岑等²³⁾。各献²⁴⁾家集。并古来旧哥²⁵⁾。 (真名序)

河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、「爰詔²²⁾大内記紀友則。御書所預紀貫之。前甲斐少目凡河内躬恒。右衛門府生壬生忠岑等²³⁾」というように、四人の撰者の名前の下に「ら」や「等」の字を付しているが、先に引用した久曾神の指摘の如く、前詔は紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑の四人に下命されたとすべきであろう。

久曾神はまた、前詔に関して、

惟ふに、最初の勅命は、「家集並古来旧歌」を献せしめられたのみであり、勅命によって歌を献ずるといふことは、前述の如く、古来しばしば存したことで、必ずしもそれは撰集の前提となるものではなかつたのである。

と指摘するが、家集のみを献ずるならば、撰集を前提としたものとは認めがたいかも知れないが、前詔においてはそれぞれの家集の他に、仮名序では「『万葉集』に入らぬ古き歌」、真名序でも「古来旧哥」を献上することを求めており、その点で従来の献歌とは異質なものを感じさせる。すなわち、真名序、仮名序の詔は古歌の収集を求めているわけであり、そこには古歌と新しい時代の歌とを収集し、それらを合わせて一つの歌集を作ろうとする意思が感じられる。特に、真名序では「『万葉集』に入らぬ古き歌」と限定しており、当時勅撰集と認識されていたと思われる『万葉集』を意識し、それとは異なった新たな勅撰和歌集を編纂しようとする意図が感じられる。

村瀬敏夫も

ではこの前詔が、後に『古今集』となった歌集の撰修を命じた後詔とは関係なしに、単独で下されたのか、否かということになれば、すでに四人の撰者が正式に任命されている以上、単に家集や古歌の集を召すにとどまらず、すでに後詔を予定した召命と見るべきであろう。ことに「万葉集」に入らぬ古き歌²⁶を求めたというのは、『万葉集』が勅撰集と見られていた当時であるから、新たに勅撰和歌集を作することを意図した召命であることは、十分にうかがい知られよう。

『古今和歌集』卷四、秋の部上に以下の歌群が収載されている。

朱雀院の女郎花合によみて奉りける 左のおほいまうちぎみ

230 女郎花秋の野風にうちなびき心ひとつを誰によすらむ

藤原定方朝臣

231 秋ならで逢ふことかたき女郎花天の河原に生ひぬものゆゑ

つらゆき

232 誰が秋にあらぬものゆゑ女郎花なぞ色にいでてまだき移ろふ

みつね

233 妻恋ふる鹿ぞ鳴くなる女郎花おのがすむ野の花と知らずや

234 女郎花吹きすぎてくる秋風は目には見えねど香こそしるけれ

ただみね

235 人の見るこことやくるしき女郎花秋霧にのみたちかくるらむ

236 ひとりのみながむるよりは女郎花わがすむ屋戸に植ゑて見ましを

詞書では「朱雀院の女郎花合」と記されているが、この女郎花合こそこれまで縷々述べてきた昌泰元年秋に催された「朱雀院女郎花合」である。

『古今集』では、現存する上皇、天皇の歌は採らないという方針で編纂

されているため、宇多上皇の歌こそ採録されていないが、「左のおほいまうちぎみ」すなわち藤原時平を筆頭に、藤原定方、貫之、躬恒、忠岑の歌が官位の順に並べられている。先にも述べたように、宇多上皇、藤原時平、藤原定方は『古今集』の編纂を企画した当時の有力者であり、貫之、躬恒、忠岑はいずれも当時既に『古今集』の撰者となることの内定していた歌人である。『古今集』の女郎花の歌群には十三首の歌が収められているが、その中でこの「朱雀院女郎花合」から採られた歌は、右の七首のみである。「朱雀院女郎花合」の中から、時平、定方、貫之、躬恒、忠岑の歌のみが採られたということは、撰者達にとって「朱雀院女郎花合」はこれらの人々が参加したことに意義があったということを示す意図があったのではなからうか。

因みに、時平の歌は『古今集』には、これ以外に卷十九の誹諧歌に一首入集するのみであり、定方はこの女郎花合の一首が入集しているに過ぎない。

なお、『古今集』真名序には、

爰詔大内記紀友則。御書所預紀貫之。前甲斐少目凡河内躬恒。右衛門府生壬生忠岑等。各献家集。并古来旧哥。曰「続万葉集」。

と、前詔で集められた「家集。并古来旧哥」を「続万葉集」と言うとの記述が認められる。村瀬敏夫はこの『続万葉集』について次のように述べる。²⁷

もともと流布本の「真名序」には、前詔の成果たる「家集并古来旧歌」を『続万葉集』と名付けた由を伝えているから、一つのまとまった歌集が献じられたようにも思われるが、しかるに『本朝文粹』所収の「真名序」や、基俊本・筋切本などの古形を存する本のそれには、流布本にある「曰「続万葉集」」の五文字がない。上述

のごとき奉獻状態から考えれば、『続万葉集』といったまとまった歌集が献じられたとは思えないから、この五文字は「仮名序」の「万葉集に入らぬ古き歌」から誘発された、後人のさかしらによる追記と見るべきだろう。『続万葉集』とは幻の歌集にすぎないのである。

『古今集』巻十九、雑躰歌には貫之の「古歌奉りし時の目録のその長歌」、忠岑の「古歌に加えて奉れる長歌」という詞書を有する長歌が存在し、撰者達が各自が収集した古歌を別々に献上したことが確認される。前詔によって献上された古歌集が一つにまとまったものではないとすると、それらを一書として『続万葉集』と命名することは考えがたい。『本朝文粹』所収の「真名序」や、『古今集』の主要な伝本に付された真名序に「曰続万葉集」という記述がないことを考慮するなら、「曰続万葉集」という表記は真名序が執筆された当時は存在しなかったと考えるのが妥当であろう。

注

- (1) 山口博『王朝歌壇の研究』宇多醍醐 (桜楓社、昭和48年) 第二篇、第四章、第一節、第三節
- (2) 『古今集』の本文は、『新編日本古典文学全集』に拠る。
- (3) 熊谷直春『平安朝前期文学史の研究』(桜楓社、平成4年) III 古今集の成立と周辺、三 古今集の撰集過程について
- (4) 村瀬敏夫『紀貫之伝の研究』(桜楓社、昭和56年) 第二章、(2)
- (5) 同注4。第二章、(5)
- (6) 同注1。第二篇、第四章、第六節
- (7) 白田甚五郎「凡河内躬恒」(學燈社、『国文学』昭和32年6月)
- (8) 『古今和歌集目録』は、『群書類従』に拠る。
- (9) 『後撰集』の本文は、『新日本古典文学大系』に拠る。

- (10) 『官職秘鈔』は、『群書類従』に拠る。
- (11) 同注4。第二章、(3)
- (12) 『寛平御集』の本文は、『私家集大成』に拠る。
- (13) 同注4。第一章、(5)
- (14) 同注4。第一章、(6)
- (15) 久曾神昇『古今和歌集成立論』研究編(昭和36年、風間書房) 第二編 第二章、第一節
- (16) 小沢正夫作者別『古今和歌集』(明治書院、昭和50年) 一五六頁
- (17) 萩谷朴は、『平安朝歌合大成』の本女郎花合の成立名称の項において「日本紀略によれば、上皇遜位の後は、東院の皇后宮別寝におわしましたが、昌泰元年二月十七日朱雀院に移られ、四月廿五日、中宮温子また五条宮より朱雀院に遷られたのであるから、この女郎花合が朱雀院において行われたという定方集の報告は正しい。事実、昌泰元年九月十日には、宇多上皇は朱雀院において重陽後朝の宴を催し、文人を召して詩を賦さしめていられたのであるから(日本紀略・本朝文粹・昔家文章・類聚句題抄)恐らくそれに先立つ七・八月の間に、やはり朱雀院においてこの女郎花合は行われたものであると考えられる。故に今、本歌合の時所位を最も明確に示すためには「昌泰元年秋宇多上皇朱雀院女郎花合」とすべきであるが、煩雑を避けかつ、他の両度の宇多上皇主催の女郎花合と区別するために「昌泰元年秋亭子院女郎花合」を用いることとする。これは亦、これ等三度の女郎花合を同時に併記した和歌合抄目録の用例にも従うものである。」とするが、本稿では『古今集』の詞書に従って、「朱雀院女郎花合」とする。
- (18) 「朱雀院女郎花合」の本文は、『平安朝歌合大成』に拠る。
- (19) 萩谷朴『平安朝歌合大成』「昌泰元年秋亭子院女郎花合」成立名称の項。同注17。構成内容の項。
- (20) 同注4。第一章、(10)
- (21) 同注4。第一章、(10)
- (22) 同注20。
- (23) 同注20。
- (24) 同注4。第一章、(4)
- (25) 同注15。

(27) 同注4。
第二章、
(5)

(26) 同注4。
第二章、
(5)